

東大阪市上下水道局管理規程第 12 号

東大阪市上下水道局建設工事技術審議会規程を次のように定める。

令和 8 年 9 月 30 日

東大阪市上下水道事業管理者

江 原 竜 二

東大阪市上下水道局建設工事技術審議会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東大阪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 42 年東大阪市条例第 80 号）第 4 条第 4 項及び第 6 項に基づき、東大阪市上下水道局建設工事技術審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。

(1) 建設工事における周辺環境の保全に資する対策、工法等に係る高度に専門的な技術についての審議に関すること。

(2) その他管理者が必要と認める事項に関すること。

2 審議会は、前項に規定する事項について管理者に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 3 人以上で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、当該案件について識見を有する者その他管理者が
適当と認める者のうちから管理者が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該委員に係る事案の審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その
職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、招集された委員の過半数が出席しなければ、開くことができな
い。

3 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当するとき
は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 東大阪市情報公開条例（平成11年東大阪市条例第1号）第6条各号に規定
する情報に該当すると認められる事項について審議を行う場合

(2) 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な審議が阻害されるおそれ
があると認められる場合

4 前項各号に該当するかどうかは、会長が決定する。

5 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第7条 会長は、特に緊急を要するため審議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合その他やむを得ない事由のある場合は、委員に議案の概要を記載した書面を送付し、又は議案の概要を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信した上で賛否その他の意見を徴することにより審議会の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「出席しなければ、開く」とあるのは「書面又は次条第1項に規定する電磁的記録により意見を提出しなければ、成立させる」と、同条第5項中「出席委員」とあるのは「意見を提出した委員」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、事業担当課において処理する。

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 第 3 条第 2 項の規定における委嘱後最初の審議会の会議の招集及び会長が選出されるまでの間における審議会の運営は、管理者が行う。